

第 4 9 1 回（定例）福崎町議会会議録

令和 2 年 6 月 5 日（金）
午前 9 時 3 0 分 開 会

○令和 2 年 6 月 5 日、第 4 9 1 回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 1 4 名

1 番	河 嶋 重一郎	8 番	竹 本 繁 夫
2 番	松 岡 秀 人	9 番	柴 田 幹 夫
3 番	三 輪 一 朝	1 0 番	富 田 昭 市
4 番	山 口 純	1 1 番	高 井 國 年
5 番	小 林 博	1 2 番	城 谷 英 之
6 番	石 野 光 市	1 3 番	前 川 裕 量
7 番	木 村 いづみ	1 4 番	北 山 孝 彦

○欠席議員（な し）

○事務局より出席した職員

事 務 局 長 岩 木 秀 人 主 査 塩 見 浩 幸

○説明のため出席した職員

町 長	尾 崎 吉 晴	副 町 長	近 藤 博 之
教 育 長	高 橋 渉	公 営 企 業 管 理 者	福 永 聡
技 監	野 邊 正 彦	会 計 管 理 者	小 幡 伸 一
総 務 課 長	尾 崎 俊 也	企 画 財 政 課 長	吉 田 利 彦
税 務 課 長	三 木 雅 人	地 域 振 興 課 長	成 田 邦 造
住 民 生 活 課 長	大 塚 久 典	健 康 福 祉 課 長	谷 岡 周 和
農 林 振 興 課 長	松 岡 伸 泰	ま ち づ く り 課 長	山 下 勝 功
上 下 水 道 課 長	橋 本 繁 樹	学 校 教 育 課 長	大 塚 謙 一
社 会 教 育 課 長	松 田 清 彦		

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 報告第 4 号 令和元年度兵庫県町土地開発公社事業報告及び令和 2 年度事業計画について
- 第 5 報告第 5 号 令和元年度福崎町一般会計繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について
- 第 6 報告第 6 号 令和元年度福崎町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第 7 報告第 7 号 令和元年度福崎町工業団地造成事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第 8 議案第 3 5 号 中播公平委員会委員の選任について

第 9	議案第 3 6 号	福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について
第 1 0	議案第 3 7 号	福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について
第 1 1	議案第 3 8 号	福崎町農業委員会委員の任命について
第 1 2	議案第 3 9 号	福崎町農業委員会委員の任命について
第 1 3	議案第 4 0 号	福崎町農業委員会委員の任命について
第 1 4	議案第 4 1 号	福崎町農業委員会委員の任命について
第 1 5	議案第 4 2 号	福崎町農業委員会委員の任命について
第 1 6	議案第 4 3 号	福崎町農業委員会委員の任命について
第 1 7	議案第 4 4 号	福崎町農業委員会委員の任命について
第 1 8	議案第 4 5 号	福崎町農業委員会委員の任命について
第 1 9	議案第 4 6 号	福崎町農業委員会委員の任命について
第 2 0	議案第 4 7 号	福崎町農業委員会委員の任命について
第 2 1	議案第 4 8 号	福崎町農業委員会委員の任命について
第 2 2	議案第 4 9 号	福崎町農業委員会委員の任命について
第 2 3	議案第 5 0 号	福崎町手数料条例の一部を改正する条例について
第 2 4	議案第 5 1 号	福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
第 2 5	議案第 5 2 号	福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
第 2 6	議案第 5 3 号	福崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第 2 7	議案第 5 4 号	福崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第 2 8	議案第 5 5 号	令和 2 年度福崎町一般会計補正予算（第 2 号）について
第 2 9	議案第 5 6 号	福崎町道路線の廃止について

○本日の会議に付した事件

第 1	会議録署名議員の指名	
第 2	会期の決定	
第 3	諸報告	
第 4	報告第 4 号	令和元年度兵庫県町土地開発公社事業報告及び令和 2 年度事業計画について
第 5	報告第 5 号	令和元年度福崎町一般会計繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について
第 6	報告第 6 号	令和元年度福崎町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
第 7	報告第 7 号	令和元年度福崎町工業団地造成事業会計予算繰越計算書の報告について
第 8	議案第 3 5 号	中播公平委員会委員の選任について
第 9	議案第 3 6 号	福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について
第 1 0	議案第 3 7 号	福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について
第 1 1	議案第 3 8 号	福崎町農業委員会委員の任命について
第 1 2	議案第 3 9 号	福崎町農業委員会委員の任命について
第 1 3	議案第 4 0 号	福崎町農業委員会委員の任命について
第 1 4	議案第 4 1 号	福崎町農業委員会委員の任命について
第 1 5	議案第 4 2 号	福崎町農業委員会委員の任命について
第 1 6	議案第 4 3 号	福崎町農業委員会委員の任命について

- | | | |
|-------|-----------|--|
| 第 1 7 | 議案第 4 4 号 | 福崎町農業委員会委員の任命について |
| 第 1 8 | 議案第 4 5 号 | 福崎町農業委員会委員の任命について |
| 第 1 9 | 議案第 4 6 号 | 福崎町農業委員会委員の任命について |
| 第 2 0 | 議案第 4 7 号 | 福崎町農業委員会委員の任命について |
| 第 2 1 | 議案第 4 8 号 | 福崎町農業委員会委員の任命について |
| 第 2 2 | 議案第 4 9 号 | 福崎町農業委員会委員の任命について |
| 第 2 3 | 議案第 5 0 号 | 福崎町手数料条例の一部を改正する条例について |
| 第 2 4 | 議案第 5 1 号 | 福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について |
| 第 2 5 | 議案第 5 2 号 | 福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について |
| 第 2 6 | 議案第 5 3 号 | 福崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 第 2 7 | 議案第 5 4 号 | 福崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 第 2 8 | 議案第 5 5 号 | 令和 2 年度福崎町一般会計補正予算（第 2 号）について |
| 第 2 9 | 議案第 5 6 号 | 福崎町道路線の廃止について |

開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。

第 4 9 1 回福崎町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

山々の緑も濃くなり、早苗田の美しい季節となってまいりました。議員の皆様におかれましては、ご健勝にてご参集を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言は解除されておりますが、引き続き感染防止対策を行う中での本定例会開催となります。

会議中は、発言時を含めてのマスクの着用をお願いします。換気のため、傍聴席入り口のドアを開けて進めさせていただきます。手指消毒液を議場ロビーに配置していますのでご利用ください。

感染症の予防及び拡大防止に配慮して運営してまいりたいと思いますので、議員、理事者及び傍聴の皆様のご理解、ご協力をお願いします。

また、議場音声システムが老朽化に伴い不安定となっています。雑音の発生があるかもしれませんが、ご容赦賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例会に提案されます案件は、報告第 4 号から議案第 5 6 号までの報告 4 件、議案 2 2 件の計 2 6 件であります。いずれも重要な案件でありますので、慎重にご審議をいただき、また、議事の円滑なる運営につきましても格別のご協力をお願いいたしまして、本定例会の開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は 1 4 名でございます。定足数に達しております。よって、第 4 9 1 回福崎町議会定例会が成立したことを宣告いたします。

また、総務課及び事務局から写真撮影の申出が出ておりますので、撮影を許可いたします。

ただいまから、第 4 9 1 回福崎町議会定例会を開会いたします。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第１ 会議録署名議員の指名

- 議 長 日程第１は会議録署名議員の指名であります。
会議録署名議員の指名は、会議規則第１２７条の規定により議長が指名いたします。
１番、河嶋重一郎議員
７番、木村いづみ議員
以上の両議員にお願いいたします。

日程第２ 会期の決定

- 議 長 日程第２は、会期の決定であります。
会期の決定の件を議題といたします。
去る５月２９日、議会運営委員会を開いて検討をお願いいたしましたところ、既に皆さんのお手元に配付しております日程表案のとおり、本日から６月１８日までの１４日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議 長 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から６月１８日までの１４日間といたします。

日程第３ 諸報告

- 議 長 日程第３は、諸報告であります。
５月２７日の第４９０回福崎町議会臨時会閉会后、本日までの議会活動については、お手元に配付の報告書のとおりです。
また、例月出納検査の報告書、定期監査結果報告書が議長宛てに提出されており、その写しを配付しております。
次は、議案の上程及び議案説明であります。
これより、報告第４号、令和元年度兵庫県町土地開発公社事業報告及び令和２年度事業計画についてから、議案第５６号、福崎町道路線の廃止についてまでの２６件について、町長の提案内容の説明を求めてまいります。
- 町 長 皆さん、おはようございます。
第４９１回福崎町議会定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。
６月に入り梅雨入りも間近となりました。特産のもち麦の収穫はほぼ終わりましたが、今年も昨年と同様に出来が良かったと聞いています。また、この時期の風物詩であります田植えも始まり、ふだんどおりの時間が流れているように見えますが、今年は例年と違った状況が続いています。
兵庫県に発令されていた新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が５月２１日に解除されました。閉館していた町内の公共施設も５月２３日以降、準備が整った施設から開館しています。文化センター、図書館、体育館なども三密を避けるなどの対策をした上で利用が可能となっておりますので、ぜひご利用いただきたいと思います。
学校も６月１日から登校が始まりました。子どもたちの笑顔と明るい声が聞こえるようになると、私たちも元気になってまいります。けれども長い休業でしたので、先生方も子どもたちも勝手の違う学校生活になるのではないかと思います。どうか、地域の中でも今まで以上に子どもたちを見守っていただきますようお願い

いたします。

緊急事態宣言が解除されました。学校も始まりました。いよいよ以前の生活を取り戻す第一歩に立てた気がいたします。けれども、まだまだ安心はできません。新型コロナウイルスは収束していません。海外では店舗等が営業を再開した途端にクラスターが発生する事例が報告されております。国内におきましても、北九州市で再び多くの感染者が確認されるなど、予断を許さない状況にあります。少し気を緩めますと今までの努力が台なしになってしまいます。世間には、まだまだ新型コロナウイルスが蔓延しているといった認識を持った上での行動が必要ではないかと思えます。こういったことを考えてみますと、自粛要請は大幅に解除されていますが、自分の身は自分で守る、より感染リスクの少ないライフスタイルに変える、自分が感染していたとしても人に移さないような生活を送るなど、新しい生活様式を意識して日常生活を送っていただく必要があるのではないかと考えています。

自粛要請が解け、飲食店などのお店も営業時間の制限がなくなるなど、経済活動も徐々に元に戻っていますが、一遍に元どおりというわけにはまいません。町内の中小企業や個人事業主の皆さんは、3月から5月にかけて売上げが激減し、大きな困難に直面されています。6月以降のV字回復というのも難しいのではないのでしょうか。そのためのサポートを国・県・町が連携しながら進めてまいります。そして、この危機を皆で力を合わせ乗り越えていきたいとの思いを強く持っています。

5月には、臨時議会を開催し、新型コロナウイルス緊急経済対策の補正予算を可決していただきました。本定例会におきましては、緊急経済対策第2弾の補正予算を追加議案として提案させていただきます。今回は、新型コロナウイルスで大きな影響を受けておられるであろう主に子育て世代の方を対象とした支援を提案させていただきます。

また、これまでの町の支援策はホームページに掲載していますが、別途分かりやすいチラシを作成し、6月7日日曜日の朝刊に新聞折り込みで周知をいたします。そして、第2弾の補正予算の支援策につきましても、可決後、速やかに新聞折り込みで周知を図ります。

この状況が収束するにはまだまだ時間がかかりますが、皆で力を合わせ、第2波の到来を防ぎ、新たな日常生活を取り戻せるように頑張ろうではありませんか。町もその先頭に立って頑張ります。

各課からの事業報告です。

総務課につきましては、新型コロナウイルス感染症が猛威をふるう中、2月末から16回の対策本部会議を重ね、町の行事や施設の運営方針、職員の勤務態勢など、福崎町の対処方針を協議してきました。緊急事態宣言は解除されましたが、今後も予断を許さない状況であることから、第2波の発生の備えた取り組みを行ってまいります。

マスクが不足する中、幾つかの事業所から約2万6,000枚のマスクの寄附を受け、医師会や歯科医師会をはじめ、廃棄物処理事業者などの事業所や、妊婦、透析患者、介護認定者などの個人にも順次配付してきました。

6月1日に福崎町善意賞の表彰式を行い、サルビア賞1名、クロガネモチ賞1団体の表彰を行いました。この賞は、町民の模範として認められる善意の行為があった個人や団体に贈るもので、受賞者の皆様に感謝申し上げますとともに、今後ますますボランティアの輪が広がることを期待しています。

選挙人名簿の定時登録者数は、6月1日の基準日現在、男7,445人、女8,

077人、計15,522人となり、前回の3月基準日より4人の減となっております。

企画財政課につきましては、ダンピング受注防止を図り、工事の品質確保や建設業の健全な発達に取り組むため、建設工事において中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルを採用する最低制限価格の見直しを行いました。4月1日以降の発注案件から適用し、入札を執行しており、予定価格が250万円を超える案件については、事後に最低制限価格を公表しています。

行政改革では、第5次行政改革実施計画の検証を行うとともに、職員からなる検討委員会、幹部で構成する推進本部、行政改革懇話会も立ち上げ、幅広いご意見を頂きながら、行政改革大綱の改定に取り組んでまいります。

出納室につきましては、5月末日で令和元年度の出納を閉鎖し、決算書並びに決算報告書の調整を行っています。

税務課につきましては、5月11日、9,057台の軽自動車に対し納税通知書を発送、また、住民税特別徴収納税通知書を5月13日、2,375事業所に発送しました。

町税及び国民健康保険税の納税通知書並びに介護保険料納入通知書は6月16日に、後期高齢者医療保険料の納入通知書は7月16日に発送すべく準備を進めています。

出納閉鎖に向け電話催告を実施、また、滞納整理対策委員会では、関係課の滞納者リストを基に合同徴収対象者リストを作成し、今後、計画的に合同徴収を行っていきます。

地域振興課です。

新型コロナウイルス感染症の影響で、8月9日に予定していました第47回福崎夏まつりは、やむを得ず中止することになりました。夏まつりを楽しみにされていた町民の皆さんには残念な思いをさせてしまうこととなりますが、ご理解をいただきたいと思います。

自立（律）のまちづくり交付金事業は、町民の皆さんに最も身近な自治会組織としての活動を支援させていただくものです。本年度は、本来の地域づくり事業に加えまして、マスクや消毒液の購入など、各集落で取り組む感染予防対策についても交付金の対象といたしました。

売上げが減少している町内の小規模事業者を対象とする小規模事業者応援金の受付を5月25日から実施していますが、追加補正において内容をより充実してまいります。

また、新型コロナウイルスの状況を見据えながら、駅前と辻川の観光交流センターを活用した地域の活性化に取り組みます。

住民生活課です。

春の全国交通安全運動は、新型コロナウイルス感染症の影響でキャンペーンは中止しましたが、4月6日から15日の間、街頭指導を行いました。

町営住宅駅前団地建替事業は、4月中に旧住宅の解体撤去が完了しました。現在、駐車場整備や外構工事などを行っています。これらの工事の完成後、他の住宅からの移転事業を進めます。

子育て世帯への臨時特別給付金給付事業は、5月29日にお知らせの発送を完了しました。予定どおり6月中の支払いを完了する見込みです。

健康福祉課につきましては、保健事業について、特定・基本健康診査については、6月から実施の予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により日程を変更し、7月7日から実施します。がん検診については、予定どおり6月25

日から実施します。

周知を図るため各世帯に意向調査を兼ねた健診申込書を郵送し、受診率の向上に努め、一人でも多くの方に受診していただき、重症化を予防して医療費の抑制につなげていきます。

特別定額給付金については、オンライン申請の受付を5月7日から、郵便・窓口申請の受付を5月19日から開始しました。給付金の振込みは、オンライン申請分は5月21日から、郵便・窓口申請分は5月28日から開始しています。申請の受付は8月18日まで行います。6月4日現在では、7, 789世帯のうち7, 321世帯が申請され、既に4, 379世帯に支給をしています。

農林振興課です。

令和2年度産米の作付面積について、国主導による生産面積の調整はなくなりましたが、農会長さんや農家の皆様のご理解とご協力により、前年度比8ヘクタール減の325ヘクタールの作付見込みとなりました。

令和2年度産もち麦の状況について、暖冬や生産者の努力により順調に育成し、令和元年度並みの収穫量100トンを見込んでいます。

高岡福田地区県営ほ場整備事業については、早期の完成を目指し、引き続き工事を進めます。

ため池の耐震対策を推進する高岡地区の三谷池県営ため池整備事業については、本体工事に着手します。

まちづくり課です。

福崎町へのアクセス強化などを目的とした都市計画道路福崎駅田原線の延伸については、道路計画の見直しを進めており、今後、町民の皆さんの同意の下、都市計画の変更に取り組みます。

町内に209橋ある橋梁の補修では、従来の事後的修繕から予防的な修繕を行い、将来の維持管理費用の縮減を図るため、福崎町橋梁長寿命化修繕計画に基づく定期点検の実施や補修工事の進捗を図ります。

地域公共交通網形成計画に基づくコミュニティバスサルビア号は、福崎町・姫路市連携コミュニティバスふくひめ号の2年目を迎えた社会実験の実施も含め、健康福祉課と協力して利用者の増加を図ります。

上下水道課です。

水道事業、工業用水道事業、下水道事業、工業団地造成事業の4会計について決算を取りまとめました。今後、監査委員の監査に付して、9月定例会に決算認定を提出します。

水道事業では、老朽化が進む八反田水管橋の耐震詳細診断を進めています。また、三宮配水池送水管更新のための基本設計業務に着手します。

下水道事業汚水整備では、福崎浄化センター膜カートリッジ更新工事の実施設計に取り組みます。

農業集落排水事業においては、昨年度実施しました6施設の機能診断調査の結果を基に各施設の補修・更新等のライフサイクルコストの平準化を図る最適整備構想計画の策定に取り組みます。

雨水整備では、南田原地区の内水対策として、川すそ雨水幹線工事を進めています。また、福田・駅前地区の浸水被害の軽減を目的に進めている直谷第2雨水幹線整備については、昨年度詳細設計が完了し、移転物件の調査等を行っています。

学校教育課です。

町内の小中学校におけるICT環境の整備を進めるため校内通信ネットワーク

工事を実施するとともに、1人1台端末や電源キャビネット、プロジェクターなどを配備するGIGAスクール事業を進めています。

給食センター開設当初から使用している空調設備が老朽化したため改修工事を実施します。温度・湿度の管理を安定して行うことで、安全・安心な給食を提供していきます。

新型コロナウイルス感染症の影響で、4月に始業式・入学式を行ってから休業していた小中学校の教育活動を再開しました。心のケアに努めながら規則正しい生活習慣や学習面での遅れを徐々に取り戻すようにしていきます。

また、感染防止対策として、マスクの着用、手洗いの励行、教室の換気などを徹底します。

社会教育課です。

新型コロナウイルス感染症の影響で、社会教育施設では3月上旬から閉館や利用の制限を設けてまいりましたが、感染防止対策を講じた上で利用を再開しています。

一方、行事・イベント等では、福崎町美術展や子ども会の球技大会に加え、8月8日、9日に開催する予定であった第41回山桃忌も中止と決定しました。

人権教育関係では、全国及び兵庫県での研究大会の中止が決定され、福崎町内での開催が予定されていた神崎郡や西播磨地区の人権教育研究大会の開催も中止としています。

さて、今議会に提出した議案は、報告4件、議案22件の計26件です。

報告第4号、令和元年度兵庫県町土地開発公社事業報告及び令和2年度事業計画については、県内の12町で構成する兵庫県町土地開発公社の令和元年度事業などについて、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものです。

報告第5号、令和元年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算の報告については、農林水産業費、土木費、教育費に係る7事業、2億3,170万円を翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

報告第6号、令和元年度福崎町下水道事業会計予算繰越計算書の報告については、建設改良費に係る公共下水道事業費1億4,070万円を翌年度に繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものです。

報告第7号、令和元年度福崎町工業団地造成事業会計予算繰越計算書の報告については、東部工業団地造成事業費に係る工業団地造成事業費2,019万4,480円を翌年度に繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものです。

議案第35号、中播公平委員会委員の選任については、現委員の森本佳也氏の任期が令和2年6月30日に満了するため、新たに谷口勝則氏を選任することについて、議会の同意を求めるものです。

議案第36号、議案第37号、福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について、議案第36号は現委員の山口省五氏の任期が令和2年6月16日に満了するため、さらに同氏を選任することについて、議案第37号は現委員の長谷川俊行氏の任期が令和2年8月1日に満了するため、さらに同氏を選任することについて、議会の同意を求めるものです。

議案第38号から議案第49号、福崎町農業委員会委員の任命については、現委員の任期が令和2年7月19日に満了するため、新たに松岡忠幸氏ほか計12名を任命することについて、議会の同意を求めるものです。

議案第50号、福崎町手数料条例の一部を改正する条例については、個人番号

通知カードが廃止されたことから、本条例の個人番号通知カードの再交付手数料を削るものです。

議案第 5 1 号、福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額等が改められたことから、本条例に所要の改正を行うものです。

議案第 5 2 号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例については、公的年金の支給を受ける者について、合計所得金額から公的年金等の所得を控除することとされたことから、本条例に所要の改正を行うものです。

議案第 5 3 号、福崎町家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、居宅訪問型保育事業の運用の在り方及び連携施設制度の在り方が改められたことから、本条例に所要の改正を行うものです。

議案第 5 4 号、福崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、連携施設制度の在り方が改められたことから、本条例に所要の改正を行うものです。

議案第 5 5 号、令和 2 年度福崎町一般会計補正予算（第 2 号）については、既定の総額に歳入歳出それぞれ 1, 2 6 0 万円を追加し、歳入歳出総額を 1 0 4 億 5, 1 7 0 万円とするもので、歳出の主なものは、大貫ハウス解体工事費、消防団員退職報奨金などです。

議案第 5 6 号、福崎町道路線の廃止については、道路法の規定に基づき、各町道の廃止について、議会の議決を求めるものです。

以上、報告が 4 件、議案は人事案件が 1 5 件、条例改正が 5 件、補正予算が 1 件、その他の案件が 1 件の全 2 2 件となっています。

詳細説明は、副町長ほか担当課長が行いますので、ご審議賜りご賛同いただきますようお願い申し上げまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。

議 長 ただいま町長から上程議案に対する概要の説明が終わりました。

これから議案番号順に詳細なる説明を求めてまいります。関連する議案は複数で説明を求める場合もございますので、あらかじめご承知ください。

日程第 4 報告第 4 号 令和元年度兵庫県町土地開発公社事業報告及び令和 2 年度事業計画について

日程第 5 報告第 5 号 令和元年度福崎町一般会計繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について

議 長 日程第 4、報告第 4 号、令和元年兵庫県町土地開発公社事業報告及び令和 2 年度事業計画について及び日程第 5、報告第 5 号、令和元年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告についての両議案を一括議題といたします。両案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 報告第 4 号について、ご説明申し上げます。

兵庫県町土地開発公社は、県下の 1 2 町が出資しています地方自治法第 2 2 1 条第 3 項に該当する法人であります。したがって、地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定に基づき、その事業報告等をさせていただきます。

それでは、冊子報告書の 1 ページ、2 ページをお開き願います。

まず、令和元年度における事業概要であります。設立団体からの委託により、公有地取得事業における新たな土地の取得は、2 ページの上段の表となります。土地の取得はございませんでした。

一方、土地の処分についてですが、一般事業の太子町の1件分でありまして、2ページ下段の表にお示ししていますように、処分に該当するものは元金相当額で、太子町1件で、元金2,361万7,000円を償還しまして、令和元年度末借入金の土地現在高はなく、全ての土地の処分が完了しております。

3ページをお開きください。

債務の状況を説明させていただきます。まず、予算執行実績であります、収益的収入及び支出における収入は、1款、事業収益は、1項の公有地取得事業収益の1節、一般事業売却収益のみで、太子町1件分の元金・利子相当分で、2,365万95円でありまして、2項、事務費収益は土地の取得がなかったためございませんでしたので、収入合計2,365万95円でありまして、2款、事業外収益は、1項、受取利息、1節、基本財産利息は、12町からの出資金1,800万円の利息で1,827円、2節、預金利息は、それ以外の預金利息で、1,635円の合計3,462円でありまして、収益的収入合計は2,365万3,557円であります。

4ページになります。

支出であります、1款、事業原価、1節、一般土地売却原価で、土地の処分の表にありました太子町1件分の金融機関への償還で、元金・利子の合計2,365万95円、2款、販売費及び一般管理費は、1節、旅費から、6節、負担金補助及び交付金の合計13万8,440円となりまして、収益的支出合計は2,378万8,535円あります。この結果、当期純利益はマイナスの13万4,978円と、3年続けての赤字となりました。

5ページに移りまして、資本的収入及び支出の収入についてですが、土地の取得がなかったためございません。

次に、支出についてですが、2項、長期借入金返還金、1節、一般事業償還金は、2ページの下段の表にありました太子町1件分の元金相当額2,361万7,000円で、資本的支出合計は同2,361万7,000円となっております。

6ページの借入金の概要ですが、期末残高は太子町1件分の返済が終わりましたのでございません。

次に、監査の実施状況であります、平成30年度の決算監査は、平成31年4月18日に行っております。

次に、11ページをお開きください。

ここからは令和元年度の計算書類をお示ししております。11ページは損益計算書で、最下段のところになりますが、前年度繰越準備金から今年の当期純利益損失額13万4,978円を差し引いた令和元年度末の未処分利益剰余金は1,945万1,571円となっております。12ページは貸借対照表で負債はなく、当期の未処分利益剰余金1,945万1,571円に12町出資による基本財産1,800万円を加えた資産は3,745万1,571円となっております。13ページはキャッシュ・フロー計算書、14ページは財産目録をお示ししております。15ページ、16ページは、それぞれ附属明細表をお示ししております。17ページは、令和元年度の監査報告書でありまして、4月14日に2名の監事に監査を受けています。また、次のページからは、令和2年度の事業計画及び資金計画をお示ししております。

18ページをお開きください。

上段にあります事業計画につきましては、令和元年度に引き続き令和2年度もございません。資金計画では、受入資金は4万円としております。その内訳ですが、借入金、公有地取得事業収益は受託事業なしのためございません。受取利息

は各種預金の2万円、雑収益、前期支払準備金はおのおの1万円であります。支払資金は52万円としております。その内訳ですが、一般管理費は公社の運営経費として40万円、雑損失、次期支払準備金は科目勘定としてそれぞれ1万円、予備費10万円としており、差し引き48万円の赤字としております。

以上、兵庫県町土地開発公社に関する報告とさせていただきます。

続きまして、報告第5号について、ご説明申し上げます。

この報告は、3月議会で議決をいただきました令和元年度一般会計予算の繰越明許費について、繰越計算書を調整しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告をさせていただくものであります。

次のページをお開き願います。

繰越明許費繰越額は、款、農林水産業費、項、農業費の山崎地区ほ場整備推進事業の500万円から、款、教育費、項、中学校費の校内通信ネットワーク整備事業の3,000万円までの7事業で、合計翌年度繰越額は2億3,170万円でありまして、令和元年度3月補正時の繰越明許費予算のうち、既に令和元年度中に執行済みとなった経費などを差し引いたその残額を繰り越ししております。

報告第5号の資料に、繰越明許費に係る事業内容と財源内訳をお示ししておりますので、資料をご覧ください。

農林水産業費では、山崎地区ほ場整備推進事業の調査設計委託料500万円を繰り越ししております。次に、土木費の道路橋梁費では、防災マップ作成事業の委託料220万円、橋梁補修事業では単独事業としまして、施工監理業務委託料450万円、補助事業としましては、架け替え1橋、補修5橋の工事費1億910万円の繰り越しを、住宅費では町営住宅駅前団地建替事業における外構と解体の工事費2,690万円を繰り越ししております。教育費では、小中学校費とも校内通信ネットワーク整備事業としまして、LAN整備に係る工事費、電源キャビネットの購入に要する費用を小学校費では5,400万円、中学校費では3,000万円を繰り越ししております。繰越財源としましては、未収入特定財源の国庫支出金は、土木費の社会資本整備総合交付金の6,930万5,000円、教育費の公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金の2,628万円の合計9,558万5,000円で、県支出金は農業費の農業水利施設保全合理化事業補助金の500万円で、国庫支出金、県支出金合わせて1億58万5,000円であります。地方債は土木費の橋梁補修事業（補助）及び教育費の校内ネットワーク整備事業に係る7,030万円でありまして、総事業費と特定財源との差し引き一般財源は6,081万5,000円を繰越明許費繰越金として翌年度に繰り越しをしております。

以上、報告第5号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

日程第6 報告第6号 令和元年度福崎町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第7 報告第7号 令和元年度福崎町工業団地造成事業会計予算繰越計算書の報告について

議 長 日程第6、報告第6号、令和元年度福崎町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について及び日程第7、報告第7号、令和元年度福崎町工業団地造成事業会計予算繰越計算書の報告についての両議案を一括議題といたします。両案に対する詳細なる説明を求めます。

上下水道課長 報告第6号、令和元年度福崎町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

この報告は、令和元年度下水道事業会計予算の一部を翌年度に繰り越したため、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

次のページをお開きください。繰越計算書です。

繰越額は款、資本的支出、項、建設改良費で、公共下水道に係る建設改良事業2億9,853万5,000円のうち、1億4,070万円でございます。

繰り越しに至った理由は、右端、説明欄にも記載しておりますが、関係機関との協議に時間を要したためです。

なお、繰越予算に係る財源は国庫補助金7,000万円、企業債6,300万円、当年度損益勘定留保資金770万円を予定しております。

繰越事業の箇所及び予定額については、報告第6号資料をご覧ください。

左上に記載のとおり、請負工事2件、未契約分2件の合わせて4件でございます。

以上、報告第6号の説明とさせていただきます。

引き続きまして、報告第7号、令和元年度福崎町工業団地造成事業会計予算繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

この報告は、令和元年度工業団地造成事業会計予算の一部を翌年度に繰り越したため、地方公営企業法第26条3項の規定により報告するものでございます。

次のページをお開きください。繰越計算書です。

繰越額は款、資本的支出、項、東部工業団地造成事業費で、造成に係る事業4億5,026万4,000円のうち、2,019万4,480円です。

繰り越しに至った理由は、右端、説明欄にも記載しておりますが、物件移転の進捗状況に伴う用地補償費の残額を繰り越すものでございます。

なお、繰越予算に係る財源は、企業債を全額充てる予定としております。

繰越事業の箇所及び予定額については、報告第7号資料をご覧ください。

右下に記載のとおり、用地購入費、物件補償費の契約が2件でございます。

以上、報告第7号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

日程第 8	議案第35号	中播公平委員会委員の選任について
日程第 9	議案第36号	福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第10	議案第37号	福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第11	議案第38号	福崎町農業委員会委員の任命について
日程第12	議案第39号	福崎町農業委員会委員の任命について
日程第13	議案第40号	福崎町農業委員会委員の任命について
日程第14	議案第41号	福崎町農業委員会委員の任命について
日程第15	議案第42号	福崎町農業委員会委員の任命について
日程第16	議案第43号	福崎町農業委員会委員の任命について
日程第17	議案第44号	福崎町農業委員会委員の任命について
日程第18	議案第45号	福崎町農業委員会委員の任命について
日程第19	議案第46号	福崎町農業委員会委員の任命について
日程第20	議案第47号	福崎町農業委員会委員の任命について
日程第21	議案第48号	福崎町農業委員会委員の任命について
日程第22	議案第49号	福崎町農業委員会委員の任命について

議 長 日程第8、議案第35号、中播公平委員会委員の選任についてから日程第22、議案第49号、福崎町農業委員会委員の任命についてまでの15件を一括議題といたします。各議案に対する詳細なる説明を求めます。

副 町 長 まず、議案第 35 号、中播公平委員会委員の選任について、ご説明申し上げます。

中播公平委員会は、昭和 53 年 7 月に共同設置されたもので、現在、構成団体は神崎郡 3 町と 5 つの一部事務組合となっております。委員が 3 名で、任期は 4 年であります。

委員のうち、神河町の森本佳也氏の任期が、この 6 月 30 日をもって満了することから、後任委員の選考に当たりましては、本委員会を構成する関係町長及び一部事務組合管理者が協議する中、新しく神河町の谷口勝則氏を選任したく、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定に基づき議会の同意をお願いするものでございます。

それでは、谷口勝則氏の主な経歴をご説明いたします。議案の次のページをご覧ください。

住所は神河町上小田 867 番地。昭和 31 年 11 月 12 日生まれの 63 歳であります。最終学歴は、昭和 54 年 3 月に金沢工業大学を卒業されています。職歴は、昭和 54 年 4 月に大河内町役場入庁、平成 29 年 3 月に神河町役場を退職されています。役職歴としましては、平成 19 年 4 月から上小田区会計を務められています。

議案第 35 号資料に私の抱負並びに任期一覧表をお示ししていますので、ご参照ください。

谷口勝則氏は人格高潔、見識豊富で人事行政にも精通されている立派な方でございますので、何とぞご賛同賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第 36 号及び議案第 37 号、福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について、ご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員は、地方税法第 423 条に基づき、町の住民、町税の納税義務者、または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから議会の同意を得て町長が選任するものと定められています。委員の定数は 3 名で任期は 3 年であります。その職務につきましては、固定資産課税台帳に登録された評価額に対する不服申立てがあった場合に評価額の審査決定を行います。

議案第 36 号は、現委員の山口省五氏が 6 月 16 日に任期満了となられることから再任をお願いするものでございます。

それでは、山口省五氏の主な経歴をご説明いたします。議案の次のページをご覧ください。

住所は福崎町高岡 204 番地 1。昭和 26 年 4 月 28 日生まれの 69 歳でございます。昭和 45 年 3 月に兵庫県立福崎高等学校を卒業されています。職歴は、昭和 45 年 4 月に福崎町役場に入庁、各課の課長を経て、平成 24 年 3 月に退職、平成 24 年 4 月から 5 年間は兵庫県道路公社播但連絡道路管理事務所に勤められ退職されております。役職歴としましては、平成 29 年 6 月から本審査委員会委員、また、平成 30 年 7 月からは福崎町選挙管理委員会委員長に就任をされております。

続きまして、議案第 37 号は、現委員の長谷川俊行氏が 8 月 1 日に任期満了となれることから再任をお願いするものでございます。

それでは、長谷川俊行氏の主な経歴等をご説明いたします。議案の次のページをご覧ください。

住所は福崎町西田原 791 番地 2。昭和 27 年 4 月 22 日生まれの 68 歳でございます。昭和 50 年 3 月に大阪経済大学を卒業されています。職歴は、昭和 50 年 4 月に姫路市役所に入庁、各課の課長を経て、平成 22 年 4 月には家島事務

所所長に就任され、平成２５年３月に退職、平成２５年５月からイーグレひめじ管理株式会社に在職されております。役職歴といたしましては、平成２９年８月から、本審査委員会委員に就任をされています。

議案第３６号及び議案第３７号資料にお二方の抱負並びに任期一覧表をお示していますので、ご参照ください。

山口省五氏、長谷川俊行氏とも、地域住民の代表として固定資産評価審査委員会委員として適任でありますので、再任をお願いするものであります。両議案ともご賛同賜り、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第３８号から議案第４９号、福崎町農業委員会委員の任命について、ご説明申し上げます。

福崎町農業委員会は、農業委員１２名及び農地利用適正化推進委員６名の１８名で業務を遂行しています。委員の任期は３年であります。このたび委員の任期が７月１９日に満了するため、新たな農業委員を任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

議案第３８号資料をご覧ください。以下、第４９号までの資料となっております。

委員を任命するに当たっては、あらかじめ農業者、農業者が組織する団体、その他の関係者に対し候補者の推薦を求めるとともに、委員になろうとする者の募集をしなければならないとされております。本町では、本年１月１４日から２月１０日まで、推薦及び公募を行ったところ、区長会等から１２名の推薦がございました。資料はその一覧であります。

推薦を受けられた方は、いずれも地域農業や地域の実情に詳しく、地域貢献への志も高く、農業委員会委員として適任者でございます。また、１２名の委員は法の規定にある任命要件、個人の認定農業者が過半数を占めること、委員会の所掌事務に関し利害関係を有しない、すなわち農業者でない者が含まれること等も満たした委員構成となっております。

それでは、提案いたします議案順に１２名の方の住所氏名等を朗読させていただきます。

議案第３８号は、福崎町南田原２３１５番地２、松岡忠幸氏で、生年月日は昭和３１年４月８日です。

議案第３９号は、福崎町南田原１７３４番地、上阪英仁氏で、生年月日は昭和２８年９月２６日です。

議案第４０号は、福崎町西田原１４９０番地、上延英一氏で、生年月日は昭和１９年１月１１日です。

続きまして、議案第４１号は、福崎町東田原１２５１番地２、松岡繁克氏で、生年月日は昭和２３年１月８日です。

続きまして、議案第４２号は、福崎町福崎新２５９番地１、加瀬澤智昭氏で、生年月日は昭和５４年３月２０日です。

続きまして、議案第４３号は、福崎町八千種２３２０番地１、城谷憲敬氏で、生年月日は昭和２２年６月２５日です。

続きまして、議案第４４号は、福崎町八千種３８０８番地１、上田隆敏氏で、生年月日は昭和２７年１２月２７日です。

続きまして、議案第４５号は、福崎町山崎８０８番地、宮川積氏で、生年月日は昭和２６年５月１４日です。

続きまして、議案第４６号は、福崎町福田２３８番地４、三木勝博氏で、生年

月日は昭和２５年１２月１日です。

続きまして、議案第４７号は、福崎町高橋１２１番地、松本廣幸氏で、生年月日は昭和２１年６月２８日です。

続きまして、議案第４８号は、福崎町西治１４７０番地２、牛尾敏博氏で、生年月日は昭和２８年１１月２１日です。

続きまして、議案第４９号は、福崎町南田原７２６番地、松岡隆子氏で、生年月日は昭和２５年５月３日です。

以上、１２議案、農業委員会委員の任命について、よろしくご審議を賜り、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

日程第２３ 議案第５０号 福崎町手数料条例の一部を改正する条例について

日程第２４ 議案第５１号 福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議長 日程第２３、議案第５０号、福崎町手数料条例の一部を改正する条例について及び日程第２４、議案第５１号、福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての両議案を一括議題とします。両案に対する詳細なる説明を求めます。

住民生活課長 議案第５０号、福崎町手数料条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案第５０号資料１ページをご覧ください。

この改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、個人番号通知カードが廃止されたことから福崎町手数料条例の一部を改正するものです。

改正の内容は、福崎町手数料条例別表中、住民生活課関係の２１番、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第７条第１項に規定する通知カードの再交付手数料１件につき５００円を表中から削除するものです。

この条例は公布の日から施行し、改正後の福崎町手数料条例の規定は令和２年５月２５日から適用します。

資料２ページには、新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。

以上、よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願いいたします。

続きまして、議案第５１号、福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案第５１号資料の１ページをご覧ください。

今回の改正は、一般職の職員の給与に関する法律が令和元年１１月に改正されたこと、また、民法の一部を改正する法律により法定利率が改正されたことに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたため、当該政令に基づき制定している本町条例について改正するものです。

改正の概要につきましては、一般職の職員の給与表の改定により、消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額を８，８００円から８，９００円に改めます。また、障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率を１００分の５から事故発生日における法定利率に改めます。非常勤消防団員及び非常勤水防団員に係る補償基礎額は、表に示しますとおり改定いたします。

この条例は公布の日から施行し、改正後の規定は令和２年４月１日から適用します。

資料２ページから５ページに新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。

以上、よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

議長 会議の途中ですけども、暫時休憩いたします。

再開は、１０時４５分といたします。

◇

休憩 午前１０時３１分

再開 午前１０時４４分

◇

議長 会議を再開いたします。

日程第２５ 議案第５２号 福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について

議長 日程第２５、議案第５２号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。本案に対する詳細なる説明を求めます。

健康福祉課長 議案第５２号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案第５２号資料の１ページをご覧ください。

今回の改正は、福祉医療費助成事業における低所得者判定について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令に準拠しており、その施行令の一部が改正され、７月１日に施行されることから関係条文を改正するものです。

右側の改正内容のイメージをご覧ください。

下側の図で見ていただきますと、改正前の条例で条文どおりに読みますと、低所得者の判定をする場合、Ａの公的年金等の所得金額とＢの年金所得の控除額分を合わせた公的年金等の収入金額と、年金の所得金額Ａとその他所得金額Ｃを合わせた合計所得金額、これを足した金額が８０万円以下の方ということになっておりました。この改正前の計算ですと、Ａの公的年金等の所得金額が重複して計算されてしまうため、改正後のように合計所得金額からＡの公的年金等の所得金額を控除する旨を追加して、関係規定を整備するものです。

なお、実務につきましては、従来から改正後の方法で計算しておりまして、今回の改正により基準が変わるなどといった影響はございません。

この改正は令和２年７月１日から施行します。

議案資料２ページ、３ページに新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。

ご審議賜り、ご賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

日程第２６ 議案第５３号 福崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第２７ 議案第５４号 福崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長 日程第２６、議案第５３号、福崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について及び日程第２７、議案第５４号、

福崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての両議案を一括議題とします。両案に対する詳細なる説明を求めます。

学校教育課長 議案第53号、福崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案第53号資料、1ページをご覧ください。

今回の改正は、国の子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針において、家庭的保育事業者等における連携施設の確保にすること及び居宅訪問型保育の実施にすることについて、新たに明記すべき事項が示されました。この対応方針を受けて、厚生労働省令の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたため、本条例の改正を行うものです。

資料の右側に事業類型をお示ししています。小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4つの類型があり、それぞれ事業主体、保育実施場所、認可定員により分類されます。これらの家庭的保育事業等は、本条例に規定する基準に基づき町長が認可する事業であります。現在、福崎町に該当する施設はございません。

改正内容は主に2点ございます。

1点目が条例第6条で、連携施設の確保を不要とする場合の追加であります。家庭的保育事業者等は、利用する乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われるためと保育の提供終了後の満3歳以上の児童に教育及び保育が継続して提供されるように連携施設、保育所、認定こども園などを確保しなければならないとされています。そこへ町長が児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置を講じるときに連携施設の確保を不要とする規定を追加するものであります。

2点目が条例第37条で、居宅訪問型保育事業者が保育を提供する場合の追加であります。居宅訪問型保育事業者は、保護者の疾病、疲労、その他の身体上、精神上もしくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合に保育を提供することを追加するものであります。

議案資料2ページから3ページに新旧対照表をお示ししていますので、ご参照ください。

この条例は、公布の日から施行します。

続きまして、議案第54号、福崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案第54号資料、1ページをご覧ください。

今回の改正は、先ほどの議案第53号でご説明いたしました国の子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針において、新たに明記すべき事項が示されました。この対応方針を受けて、内閣府令の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたため、本条例の改正を行うものです。

なお、議案第53号の福崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の家庭的保育事業は、児童福祉法の規定によるもので、本議案の福崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の地域型保育事業は、子ども・子育て支援法の規定によるものという違いだけで内容は同じことになります。

改正点は1点ございます。条例第42条で、連携施設の確保を不要とする場合の追加であります。特定地域型保育事業者等は、特定地域型保育が適正かつ確実に行われるためと必要な教育・保育が継続して提供されるように、連携施設、保育所、認定こども園などを確保しなければならないとされています。そこへ町長が児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満児を優先的に取り扱う措置を講じるときに連携施設の確保を不要とする規定を追加するものであります。

議案資料2ページに新旧対照表をお示ししていますので、ご参照ください。

この条例は、公布の日から施行します。

以上で説明を終わります。2議案ともご審議賜り、ご賛同くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第28 議案第55号 令和2年度福崎町一般会計補正予算（第2号）について

議長 日程第28、議案第55号、令和2年度福崎町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 議案第55号について、ご説明申し上げます。

令和2年度福崎町一般会計補正予算（第2号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,260万円を追加し、補正後の予算の総額を104億5,170万円とするものであります。

第1表、歳入歳出予算補正の内容につきましては、事項別明細書に沿って説明させていただきますので、まず歳出の9ページ、10ページをお開きください。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

以上、議案第55号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

日程第29 議案第56号 福崎町道路線の廃止について

議長 日程第29、議案第56号、福崎町道路線の廃止についてを議題といたします。本案に対する詳細なる説明を求めます。

まちづくり課長 議案第56号、福崎町道路線の廃止について、ご説明申し上げます。

当議案は道路法第10条第3項の規定によりまして、福崎町道路線を別紙のとおり廃止することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案別紙をご覧くださいと思います。廃止する路線が4路線となっております。東部工業団地造成事業区域に既存いたします4路線の廃止を行うもので、路線の位置等につきましては、議案第56号の説明資料をご覧くださいと思います。

まず、606号線についてでございます。起点は大貫字前田1769番2地先から、終点は大貫字下り883番2地先までの143.81メートルでございます。607号線は、起点は大貫字尾山904番2地先から、終点は大貫字下り893番1地先までの112.21メートル。608号線は、起点は大貫字尾山912番2地先から、終点は大貫字尾山909番地先までの88.58メートルでございます。609号線につきましては、起点が大貫字谷之内東1504番地先から、終点は大貫字下り876番2地先までの758.17メートルとなっております。

どの路線も４級町道として町道認定をされておりましたが、今回、東部工業団地造成工事によりまして影響を受けるため、廃止を行うものでございます。

なお、事業におきまして新たに設置されました道路につきましては、整備完了後に新たな町道として認定を行う予定といたしております。

以上、議案第５６号、福崎町道路線の廃止についての提案説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますようお願いいたします。

議 長 以上で本定例会１日目の日程は終わりました。

次の定例会２日目は、６月８日月曜日、午前９時３０分から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午前１１時０３分